令和7年度 経営事項審査等申請要領

香 川 県

1 はじめに

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法により経営事項審査を受けることが義務づけられています。このため、国、県・市町村、公共法人などが発注する公共工事の入札に参加しようとする建設業者の方は、①建設業の許可を受け、②経営事項審査を受けてから、③入札参加資格審査の申請を行うこととなります。

この申請要領は、県が行う経営事項審査(経営規模等評価申請及び総合評定値請求)の手続等について説明しています。香川県や県内市町への入札参加資格審査の申請については、別に定める「建設工事入札参加資格審査申請要領」をご覧いただくとともに、建設業の許可については、以下へお問い合わせください。

申請方法・申請内容に関する問い合わせ先

香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ TEL:087-832-3507

令和7年度の主な変更点・注意点

【変更点】

- ・必要書類一覧表(対面審査用・電子申請用)を作成しましたので、申請書等作成時の参考にしてください。(※審査時の提出は不要です。)(詳細は11ページ)
- ・健康保険証の新規発行が停止されたことに伴い、技術職員が審査基準日6か月超前から雇用されていることの確認書類を変更しました。(詳細は26ページ)
- ・県内に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の技術評価点数算定基礎申告書について、香川県電子申請・届出システムで提出できるようになりました。(詳細は8ページ)

【注意点】

・決算変更届の提出及び経営事項審査予約案内のはがき送付は、令和6年度経営事項審査をもって 終了しています。各手続をお忘れのないようにご注意ください。

引き続きご案内を希望される場合は、メールによるお知らせを行いますので、以下のURLから お申込みください。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8345)

建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請について

- ・「建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請が可能です。 予約不要、来庁不要で審査を完了できますので、積極的なご利用をお願いします。
- ・システムの詳細や受付期間については、本要領 9 ページ及び土木監理課ホームページをご覧ください。(https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/jcip/jcip home.html)

2 経営事項審査の概要

(1)経営事項審査とは

経営事項審査は、公共工事を直接請け負おうとする建設業者の経営状況や経営規模などを、国 土交通大臣が定める統一的な基準に基づき、登録分析機関や許可行政庁が審査を行い、評価する ものです。

審査は、(1)経営状況(財務内容)、(2)経営規模(完成工事高等)、(3)技術力(技術者数等)、(4)その他の審査項目(社会性等)について行われ、審査結果は、国、県・市町村、公共法人などが発注する公共工事の入札に参加するための重要な資料となります。

そのため、審査申請書やその添付書類に虚偽の記載があった場合は、指名停止や建設業法上の 罰則の対象となります。なお、完工高が0円の業種についても、受審は可能です。

【関連リンク】

国土交通省ホームページ (経営事項審査)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000161.htmls

香川県ホームページ

建設業トップページ

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn.html

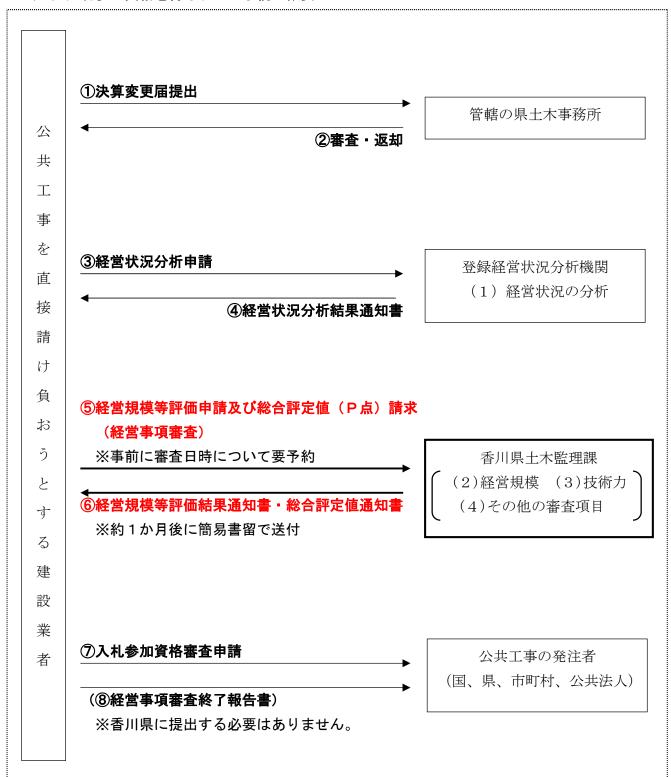
• 経営事項審查

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn02.html

• 入札参加資格

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn-sikakusinsa.html

(2) 入札参加資格を得るまでの手続の概要



(3) 結果通知書の有効期間

結果通知書(経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書)の有効期間は、審査基 準日(直前の決算日)から起算して1年7か月です。このうち、経営規模等評価結果通知書につ いては、決算日から、①決算変更届の提出、②経営状況の分析、③許可行政庁の審査を経て、④ 結果通知を受け取るまでに、約6~7か月の期間を要するため、実際の有効期間は、約1年間と 考えてください。

また、公共工事の受注者は発注者と契約をする際、有効な結果通知書がないと契約ができない こととされています。このため、公共工事の入札に参加しようとする建設業者の方は、結果通知 書の有効期間が切れることのないよう、毎年、遅滞なく経営事項審査を受審してください。

なお、通常、結果通知書の通知日(文書日付)は受審した月の月末頃ですが、1月受審分の通 知日は2月になる可能性がありますので、有効期限には特に注意してください。

〇審査基準日:令和6年12月31日 約7か月 約1年間 8年 6年 (7年 7月末 12 月末 4~6月 5~7月 決算日 3県の審査 4結果通知 有効期限 ①決算変更届 ②経営状況分析 〇審査基準日:令和7年12月31日 約7か月 約1年間 9年 7年 (8年 12 月末 4~6月 5~7月 7 月末 決算日 ③県の審査 ④結果通知 有効期限 ①決算変更届 ②経営状況分析

(例) 有効期間の考え方と手続の流れ(12月決算の場合)

【参考】決算月と審査日等の日程の関係(香川県の場合)

決算月	経審案内月 ※1	予約期間	基本的な受審月 ※2	前回経審の有効期限
6年10月	7年2月	7年3月	7年4月	7年5月
6年11月	/ 牛 Z 月	/ + о Д	/ 44月	7年6月
6年12月	7年3月	7年4月	7年5月	7年7月
7年1月	7年4月	7年5月	7年6月	7年8月
7年2月	7年5月	7年6月	7年7月	7年9月
7年3月	7年6月	7年7月	7年8月	7年10月
7年4月	7年7月	7年8月	7年9月	7年11月
7年5月	7年8月	7年9月	7年10月	7年12月
7年6月	7年9月	7年10月	7年11月	8年1月
7年7月	7年10月	7年11月	7年12月	8年2月
7年8月	7年11月	7年10日	0年1日	8年3月
7年9月	/ + 月 	7年12月	8年1月	8年4月

※1 決算変更届の提出及び経営事項審査予約案内のはがき送付は、令和6年度経営事項審査をもって 終了しています。各手続をお忘れのないようご注意ください。引き続きご案内を希望される場合 は、メールによるお知らせを行いますので、以下のURLからお申込みください。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8345)

※2 経営事項審査はいつ受審しても構いませんが、書類不備等により審査が完了せず、翌月に改めて 受審していただく場合がありますので、結果通知書の有効期限が切れないようご注意ください。

(4) 次期決算に係る結果通知書(写し)及び経営事項審査終了報告書の市町への送付

香川県以外の自治体に入札参加資格審査の申請を行った建設業者の方で、次期の決算日を基準日とする経営事項審査が終了した場合は、速やかに「結果通知書(写し)」と「経営事項審査終了報告書」(経営事項審査ホームページ「参考様式」)を当該行政庁の指示に従って提出してください。(香川県に提出する必要はありません。)

(5)審査結果の公表

一般財団法人建設業情報管理センターのホームページで、全国の受審業者について、審査結果が公表されています。(http://www7.ciic.or.jp/)

※<u>結果通知書を再発行することはできません。</u>紛失等した場合は、上記ホームページから審査 結果を印刷して利用してください。

(6)経営状況の分析

申請手続等については、登録経営状況分析機関へ直接お問い合わせください。

参照:国土交通省ホームページ 登録経営状況分析機関一覧

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1 6 bt 000091.html

3 経営規模等(経営規模、技術力及びその他の審査項目)の審査

(1)審査基準日

原則として、経営事項審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日

(2)申請先

- ① 香川県知事許可業者 · · · · 香川県知事
- ② 国土交通大臣許可業者···国土交通省四国地方整備局長
 - ※国土交通大臣許可業者の申請手続等の詳細は、四国地方整備局のホームページ (http://www.skr.mlit.go.jp) をご覧ください。

(問い合わせ先:四国地方整備局建政部計画・建設産業課(盃:087-851-8061))

※ただし、香川県への入札参加を希望する場合は、県に「技術評価点数算定基礎申告書」を提出していただく必要があります。(詳細は8ページをご覧ください。)

(3) 対面審査の受付方法(予約制)

審査希望日時を電話で予約してください。(審査日程表は10ページ) (行政書士に手続を依頼される場合は、当該行政書士を通じて予約してください。)

- ・ 予 約 先 香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ (TEL: 087-832-3507)
- ・ 受付期間 各審査月の前月1日から
- ・ 予約時は、「審査希望日時」「許可番号」「商号または名称」「電話番号」をお伝えください。

 午前
 9:30~
 10:00~
 10:30~
 11:00~

 午後
 13:30~
 14:00~
 14:30~
 15:00~

- ※審査の進行状況により、時間が前後することがあります。
- ※行政書士が代理で受審する場合、行政書士名及び受審予定件数をお伝えください。
- ※<u>国土交通大臣許可業者で「技術評価点数算定基礎申告書」の審査を受審する場合、予約時</u> に大臣許可業者である旨をお伝えください。
- ※審査日程表に掲載した日以外の審査は行いません。

行政書士の方へ

他の申請者の予約可否や当日の審査進行に影響するため、<u>予約した件数に増減が生じる場合</u>には、速やかに土木監理課契約・建設業グループにご連絡ください。

特に8月、11月~321月は多数の審査を行うため、1件でも増減する可能性が生じれば必ずご連絡をお願いします。

(4)審査会場

県庁本館12階 第6会議室(高松市番町4-1-10)

※8月のみ第2会議室で行います。お間違えのないようご注意ください。

(5) 手数料(経営規模等評価申請と総合評定値請求を併せて行う場合)及び納付方法

区分	納付方法	手 数 料
香川県知事許可業者	香川県証紙	審査対象建設業が1業種の場合 11,000円 1業種増えるごとに、2,500円を加算した額 (例)2業種:13,500円 3業種:16,000円

[※]入札参加資格の審査に総合評定値(P点)が必要なため、経営規模等評価の申請に併せて、総合評定値の請求も行っていただきます。

(6)書類不備等について

提出書類不足や書類不備等の場合、後日不足書類をFAXするよう求めたり、その場では審査を 完了せず、修正の上で改めて予約・受審を求めたりすることがあります。

4 経営規模等(経営規模、技術力及びその他の審査項目)の再審査

再審査は、次の場合にのみ行います(経営事項審査受審後に業種追加し、当該業種を含めて改めて受審する場合を除きます。※次項「5 審査結果通知後に業種追加した場合について」参照)。

<u>申請業種漏れ、記入漏れ、誤記、確認書類の提示不足など、申請者の責任に帰する場合について</u> は再審査の対象になりません。申請時には記載事項等を十分確認してご提出ください。

再審査が認められる場合	再審査の方法
行政(審査)庁側の誤り等により、結果通知書(経営事項審査)の内容に異議がある場合 ※登録経営状況分析機関が行った経営状況分析は 含みません。	結果通知書を受領した日から <u>30日以内</u> であれば、再審査の申し立てができます。
国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他 の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る) が改正された場合	当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、 <u>当該改正の日から120日以内</u> であれば再審査の申し立てができます。

5 審査結果通知後に業種追加した場合について

経営事項審査受審後に新たに業種追加した場合、追加業種を含めて同じ審査基準日で改めて受審することが可能です。この場合、下記の点に注意してください。

- ・追加業種だけでなく、<u>既に受審した全ての業種</u>について再度受審することになります。 このため、審査手数料は「受審済みの業種+追加業種」分が必要です。
- ・既に受審した内容に関する変更は一切認められません。
- ・審査時に、前回の審査結果通知書(原本)を返却してください。

6 特殊な経営事項審査の取扱いについて

特殊な経営事項審査の受審を希望する場合は、事前に土木監理課にご相談ください。

下記の要件を満たす場合は、完成工事高、利益額、営業年数を引継ぐことができます。事業継承日または法人設立日を審査基準日として申請してください。

<事業継承>

当期事業年度開始日から遡って2年以内(または3年以内)に建設業者(許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。)から建設業の主たる部分を承継した者(以下「承継人」という。)がその配偶者または2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

<法人成>

当期事業年度開始日から遡って2年以内(または3年以内)に建設業者(許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。)から建設業の主たる部分を承継した者(法人に限る。以下「承継法人」という。)であって、次のいずれにも該当する場合は可能です。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

<合併、会社分割、営業譲渡>

合併期日等を審査基準日として、経営事項審査を受けることができる場合があります。詳細については土木監理課へご相談ください。

7 国土交通大臣許可業者の技術評価点数算定基礎申告書の審査について

- (1) <u>県内に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者で香川県への入札参加を希望する場合、毎年度「技術評価点数算定基礎申告書」を</u>県へ提出し、審査を受けていただく必要があります。
- (2)審査日程及び審査会場は、県知事許可業者を対象とする経営事項審査と同じ日程・会場です。
- (3)経営事項審査と同様に、事前に電話予約をお願いします。(予約方法は6ページ参照)
- (4) 令和7年度から電子申請を開始します。電子申請の場合、電話予約は不要です。

香川県電子申請・届出システム(技術評価点数算定基礎申告書)

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8547

※香川県知事許可業者は、香川県への入札参加を希望するかどうかにかかわらず、経営事項審査の 受審時にあわせて提出いただきますので、上記の香川県電子申請・届出システムを使用した申請 はできません。(ただし、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)で経営事項審 査を申請する場合は、システム内で技術評価点数算定基礎申告書を添付することができますので、 対面審査は不要となります。)

8 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」(JCIP)による申請について

- (1)「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を利用した経営事項審査の電子申請も可能です。
- (2) 受付期間は、「各年度4月1日~経営事項審査(対面審査)最終審査日」までです。 (令和7年度の場合は、令和7年4月1日~令和8年1月21日までです。)
- (3) 電子申請の詳細は、土木監理課ホームページの「建設業許可・経営事項審査電子申請システムのページ (https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/jcip/jcip_home.html) をご覧ください。
- (4) 電子申請の場合、電話予約は不要です。

令和7年度 経営事項審査日程表

審査月(会場)	業者が	直接持参す	る場合	行政書	士が持参す	る場合
4月 (第6会議室)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	14日(月)
(決算期 10 月·11 月)				15日(火)		
5月 (第6会議室)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	12日(月)	13日(火)	14日(水)
(決算期 12 月)						
6月 (第6会議室)	2日(月)	3日(火)		4日(水)	5日(木)	
(決算期1月)						
7月 (第6会議室)	1日(火)	2日(水)		3日(木)	4日(金)	
(決算期2月)						
8月(第2会議室)	1日(金)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)
(決算期3月)						
9月(第6会議室)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	8日(月)
(決算期4月)						
10月(第6会議室)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	6日(月)	7日(火)	8日(水)
(決算期5月)				9日(木)		
11月 (第6会議室)	4日(火)	5日(水)	6日(木)	11日(火)	12日(水)	13日(木)
(決算期6月)	7日(金)	10日(月)		14日(金)	17日(月)	18日(火)
12月 (第6会議室)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	8日(月)
(決算期7月)				9日(火)	10日(水)	
1月 (第6会議室)	6日(火)	7日(水)	_	8日(木)	9日(金)	13日(火)
(決算期8月)						
1月 (第6会議室)	14日(水)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	20日(火)	21日(水)
(決算期9月)						

- ・原則として、区分に応じた日程で予約してください。 (ただし予約状況により、区分を超えて調整する場合があります)。
- ・ <u>令和8年1月21日(水)(最終日)に書類不備等により審査が完了しない場合、年度</u> <u>内に追加の審査は行いません</u>ので、早めに受審し、必ず期間内に審査が完了するよう にしてください。

○予約先 香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ 建設業担当

TEL: 087-832-3507 受付時間: 8:30~17:15

○予約受付時期 各審査月の前月1日から

○審査場所 県庁本館12階6会議室(8月は第2会議室)

○審査時間 午前: 9:30~ 10:00~ 10:30~ 11:00~

午後:13:30~ 14:00~ 14:30~ 15:00~

提出書類

提出書類	提出部数
 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (様式第25号の14) 別紙一 工事種類別完成工事高 別紙二 技術職員名簿 別紙三 その他の審査項目 	各 1 部
経営状況分析結果通知書(経営状況分析機関が発行)	1 部
県証紙貼付書 (香川県様式)	1 部
技術評価点数算定基礎申告書①②(香川県様式)	各 1 部

注意点

- ・経営事項審査申請関係書類は、経営事項審査ホームページから<u>必ず最新の様式</u>(申請書様式:令和5年1月最終改正、技術評価点数算定基礎申告書:年度ごとに改正)<u>をダウンロードし、作成・</u>提出してください。
- ・鉛筆や消せるボールペン等で記入している申請書は、受付できません。
- ・修正ペン、修正テープを使用している申請書は、認められません。
- ・証紙はあらかじめ購入し、貼付しておいてください。 (証紙売りさばき所:県庁北館2階生協総務課等)
- ・審査後、控えとして申請書のコピーをお渡しします。次回の経営事項審査の提示書類となります ので、大切に保管してください。

必要書類一覧表

- ・土木監理課ホームページ (経営事項審査ページ) からダウンロードできます。 (https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn02.html)
- ・申請書等を作成する際の参考にしてください。(審査時の提出は不要です。)
- ・対面審査用と電子申請用を掲載していますので、申請方法に応じてご活用ください。 (電子申請用は、JCIP上で電子データをアップロードすべき箇所を示しています。)

提示書類•確認書類一覧表

- 〇審査は原則として、以下の表の順に行います。表の順に書類の並び替えの準備を行い「必須書類」「任 意書類」を提示するようお願いします。
- 〇表中にチェック項目を設けていますので、書類準備の際にご利用ください(提出は不要です)。
- 〇「(原本)」と指定していない場合、写しの提示で構いません。

必須書類

チェック	確認書類	備考
	①②"全ての"書類	・許可年月日、許可番号、許可業種を確認します。
	①現在有効な許可申請書一式(原本) ②許可通知書(原本)(変更届出書等(原本))	・営業所所在地や代表者等の許可情報に変更がある場合、 変更届出書等も必要です。
	【継続して経審を受審している業者の場合】 ①②"全ての"書類 ①前期の経営規模等評価申請書・総合評定値 請求書(前回の経審申請書の控え(審査済 印のあるもの)のことです) ②前期の経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書(前回の経審結果通知書のこと です)	 ・継続して経審を受審している場合、前回審査済みの内容を確認するために必要です。 ・「完成工事高計算基準の区分」で3年平均を選択した場合で、決算期の変更等により前期の申請書だけでは36か月分の確認ができない場合、前々期分も必要です。
	【初めて経審を受審する業者の場合】 初めて建設業許可(登録)を受けた時の許可 通知書(登録通知書)	・営業年数(項番55)を確認します。
	 決算変更届(土木事務所等の審査済印のあるもの(原本) ※後述「各土木事務所等における事前審査について」14ページ参照) ※工事経歴書の記載については、下記も参照してください。 ・経審用工事経歴書記載例 ・工事経歴書の留意点等について(いずれも経営事項審査ホームページ「参考資料」に掲載しています。) 	・「完成工事高計算基準の区分」(項番31)で選択した 年数分の決算変更届が必要です。 2年平均→24か月分 3年平均→36か月分 ・工事経歴書は、免税業者は税込、課税業者は税抜で記載してください。 ・1件の請負契約の完成工事高を、2以上の業種に分割して計上することはできません。主たる工事の業種に全額計上してください。 ・単なる剪定や保守点検業務は建設工事には含まれません。また、建設工事であっても、記載する業種が誤っているときは再審査になる場合がありますので、疑義がある場合は必ず決算変更届の提出時に確認してください。 ・土木事務所等の審査に日数を要する場合がありますので、必ず余裕をもって提出してください。提出日中や翌日までの審査はできかねる場合があります。

チェック	確認書類	備考
	①②③のいずれかの書類 ①契約書(写しでも可) ②発注証明書(原本) ③注文書等の契約関係が分かる書類	★工事経歴書に記載された上位10件の工事について、元請下請の別、工事内容、契約金額、工期などを確認します。 ★業種ごとに工事経歴書の記載順に並べて提示してください。記載順に並べることが困難な場合は、付箋を貼り付けるなど、工事経歴書記載の工事との対応が分かるようにして提示してください。 〇契約書等の押印について ・契約相手方の押印がない場合や請書・請求書等の請負業者が作成する書類しかない場合は、入金が確認できる書類(通帳のコピー、領収書等)も併せて提示してください。 ・電子取引のため発注書等に押印がない場合は個別判断となります。原則として、発注者側の独自情報(担回者名や工事管理番号等)の記載がない場合は、入金ができる書類(通帳のコピー、領収書等)も併せて提示してください。 ・電子取引のため発注書等に押印がない場合はの別判断となります。原則号して、発注者側の独自情報(担合者名や工事管理番号等)の記載がない場合は、入金が確認できる書類(通帳のコピー、領収書等)も併せて提示してください。 〇業種の振り分けについて ・複数の業種を一件の契約として締結することがありますが、1件の請負契約の完成工事高を、2以上の業種に分割して計上することはできません。主たる工事の業種に全額計上してください。 ○工事進行基準により計上している場合・・・ 次の資料を提示してください。 ○工事進行基準により計上している場合・・・ 次の資料を提示してください。 ○工事進行基準により計上している場合・・・ 次の資料を提示してください。 ○工事進行基準により計上している場合・・・ 次の資料を提示してください。 ○工事進行基準により計上している場合・・・ 次の資料を提示してください。 ○工事進行基準により計上している場合・・・・ 次の資料を提示してください。 ○工事進行基準により計上している場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	審査基準日を含む事業年度の「消費税及び地 方消費税納税証明書(その1)」	○初めて経営事項審査を受ける場合… ・「完成工事高計算基準の区分」で選択した年数分の納税 証明書が必要です。 ○納税証明書の様式について ・納付すべき税額や納付済額が記載されている「国税通則 法施行規則別紙第9号書式その1」が必要です。 ※未納額があっても経営事項審査は受審できますので、必 ず「その1」を持参してください。 (ただし、公共工事発注者は、入札参加資格申請におい て完納していることを参加条件としている場合が多い

チェック	確認書類	備考
		ため、ご注意ください。) なお、未納の税額がないことの証明である「その3」では納付すべき税額等が確認できないため、「その3」の み持参した場合は再審査となります。 ・納税証明書交付請求書の様式は、経営事項審査ホームペ ージから印刷して使用してください。
		○免税業者の場合…・免税業者であっても、免税業者であるか否かの確認に用いますので、必ず提示してください。
		○初めて経営事項審査を受ける場合…・「完成工事高計算基準の区分」で選択した年数分の確定申告書が必要です。
	審査基準日を含む事業年度の消費税及び地方 消費税確定申告書	○申告漏れの確認について ・申告書の課税標準額が損益計算書の売上高よりも少ない 場合、審査時に課税標準額の算定根拠を示す必要があり ます。非課税取引がある場合は、内容を説明できる資料 等を準備してください。(修正申告をしている場合、修 正申告書等の提示を求める場合があります。)
	審査基準日を含む事業年度の法人税または所 得税に係る確定申告書類一式	・減価償却額や、役員・給与受給者等を確認します。 ・連結決算を行っている場合、審査対象事業年度・審査対象年度の前審査対象事業年度の2年分、決算期変更の場合は前24か月分が必要です。
	『 常勤確認書類』 ①~⑤のいずれかの書類のことをいいます。 原則として、①により確認します。	・多数の技術職員等が在籍している場合、技術職員や経理 登録経理試験合格者等をすみやかに確認できるよう、印 や番号を記載しておいてください。
	①申請時点直前の健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬月額決定通知書	・結婚等により姓が変わっている場合は、原則として公的 機関が発行する改姓が確認できる書類(戸籍抄本等)を 準備してください。
	【社会保険適用除外の業者や、高齢等の理由のため①では氏名を確認できない場合】 ②住民税特別徴収額の通知書・変更通知 ③厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届	・⑤所得税の確定申告書は、個人事業主の場合に、確定申告申請者本人に加えて、専従者の『常勤確認書類』として提示できます。
	④厚生年金保険70歳以上算定基礎・月額 変更・賞与支払届 ⑤所得税の確定申告書	※いずれの書類も審査基準日直前のものでないことに留意してください。(審査基準日に関わらず、申請時点で最新のものを提示いただく必要があります。)

各土木事務所等における決算変更届の事前審査について

土木事務所等では、通常は決算変更届を提出されてから翌日~3日後までに審査を完了して返却します。ただし、繁忙期や修正が必要になった場合は更に日数を要しますので、必ず余裕をもって(遅くとも1週間前まで)提出してください。なお、提出日中や希望時間(例:翌日10時まで等)までの審査要求には応えられない場合がありますので、各土木事務所等への提出が経審予約日の前日になる場合は、原則として経審の予約日を変更してください。

任意書類 (該当ありの場合、必ず提示)

チェック	項番等	確認書類	備考
	【項番 1 8 】 利益額 【項番 3 2 】 完成工事高	〈決算期を変更した場合等〉 県ホームページ「参考様式」に掲載している 「決算期変更に伴う按分計算表」または同等 の計算書類	・決算期を変更した場合等の按分計算の確認を行います。
	【項番41】 雇用保険 加入の有無	①②"全ての"書類 ①労働保険概算・確定保険料申告書(雇用保険に関する部分) ②①の雇用保険料を納付したことを証する書類(領収済通知書等) ※労働保険事務組合に保険事務を委託している場合は、以下の書類 ①労働保険料納入通知書 ②労働保険料等領収書	・ <u>審査基準日を含む月</u> の加入・支払 状況を確認します。 (例)審査基準日:12月31日 →第3期分の保険料額・納付済 額を確認します。 【参考】労働保険料の期間 (第1期)4.1~7.31 (第2期)8.1~11.30 (第3期)12.1~3.31
	【項番42】 【項番43】 健康保険 厚生年金保険加入 の有無	社会保険料を納付したことを証する書類 (領収書・社会保険料納入確認(申請)書等)	・ <u>審査基準日を含む月</u> の加入・支払 状況を確認します。 (例)審査基準日:12月31日 →12月分の保険料額・納付済 額を確認します。
	【項番44】 建設業退職金共済 制度加入の有無	建設業退職金共済事業加入·履行証明書(経営 事項審査用)(原本)	・審査基準日に加入していることを確認します。 ・(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部(建退協)の各都道府県支部の発行するものが必要です。 (発行までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。)
	【項番45】 退職一時金制度若 しくは企業年金制 度導入の有無	① ***********************************	・審査基準日に導入していることを確認します。 ・原則として建設業に従事する全ての従業員を対象とするものであることが必要です。 ・就業規則に関しては、退職手当のた法並びを支払の方法並びに関しては、退職手当の支払の時期に関する場合によめがあること並びに常時10人以上の労働者を使用する場合にはることの対策規則に受付印があること)及び定年年齢につき定めた部分、高年齢者雇用確保措置における継

チェック	項番等	確認書類	備考
		(事)	続雇用制度について定めた部分が必要です。 なお、労働協約または就業規則において退職手当の定めがある場合においても、著ないがあるであるいは全く支払われていない等と関められるものにかあります。 ・⑤について、確定拠出年金(個人型)は対象外です。
	【項番46】 法害補償 加入の有無	①~⑤のいずれかの加入証明書、保険証券または加入者証 ① (公財)建設業福祉共済団 ② (一社)全国建設業労災互助会 ③ (一社)全国労働保険事務組合連合会 ④ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者 ⑤ 保険会社 ※⑤保険会社の場合のみ、以下の資料 ・右のア〜エの全ての要件を満たすことを証明する資料(該当箇所に付箋やマーカーを付し、すみやかに確認できるようにしておいてください。) ・審査基準日を含む期間の労働保険概算・確定保険料申告書(労災保険に関する部分)・審査基準日を含む期間の労災保険料を納付したことを証する書類(領収済通知書等) →労災保険(政府労災)に加入していない場合は、当該保険が準記名式の普通傷害保険ではないことを示す資料を示してください。	・審査基準日に加入していることを確認します。 ・下記のア〜エの要件を全て満なり場合します。 ・下記のア〜エの要件を全て満たり場合となり場合に「⑤保険会社」の場合に「⑤保険会社」を全て満たり場合に「⑤保険会社」を全て満たり場合に「⑤保険会社」を全て、一方のでなければ評価対象との関連を全に、下記の要件を全て、政策のでいることが必要のとのであるとのであるとのでいることが必要のとのでいるとのでありません。 ・下記のア〜エの要件を全て満りのでは、下記の場合とという。 ・下記のア〜エの要件を全て満りが場合とで、一方のでは、下記のア〜エの関係を全て、対策を全に、では、下記のでいるとのであると、では、大力のでは、大力
	【項番47】 【項番48】 若年の技術者及び	若年技術者の生年月日を確認する書類(健康保 険証の写し等)	・合格証明書等、『常勤確認書類』 (14ページ参照)については技

チェック	項番等	確認書類	備考
	技能労働者の育成		術職員名簿の審査時に確認しま
	及び確保の状況		す。
			○加上社会
			│ ○加点対象 │・審査基準日において満35歳未満
			の職員が、【項番47】では 15%
			以上、【項番48】では1%以上
			の場合が加点対象です。
			〇若年者の定義
			・審査基準日現在の満年齢について
			は、年齢計算二関スル法律に基づ
			き計算するため、35年目の誕生 日が審査基準日の2日後以降の者
			ロが番重基準日の2日後以降の有 が若年者となります。
			が石平台になりより。
			(例)審査基準日が3月31日の場合
			→生年月日が4月1日以前
			=満35歳以上
			→生年月日が4月2日以降
			=満35歳未満 (※1)CPD 単位取得数とは …
		★「CPD 単位取得数(※1)」及び「技能レベ	
		ル向上者数(※2)」の両方に「0」を記入	取得した CPD 単位」の合計数。
		した場合、以下の書類は提出不要です。(提	「各技術者が取得した CPD 単位」
		示も不要です。)	は、以下の算式で算出されます。
		以下、提示書類です。	(各技術者の単位数)÷(CPD 認定
		・CPD 単位数を証する書面等の写し	団体ごとの数値)×30
		(<u>審査基準日以前1年間に各 CPD 認定団体</u> によって単位取得を認定された証明書)	│ ・「CPD 認定団体ごとの数値」は、
		によりて平位以付を心だで1072世の首/	経営事項審査ホームページ「参考
		│ ・「技能者名簿」に記載した者のうち、レベル	資料」に掲載している CPD 認定
	【項番49】	<u>向上の有無または控除対象</u> のいずれかに○	団体一覧表に記載しています。
	CPD 単位取得数、	印を記載した者について、 審査基準日以前3	・上記算式で計算される各技術者の
	技術者数	年間に各能力評価実施機関が評価を証した	CPD 単位数に小数点以下の端数
		書面等の写し(能力評価(レベル判定)結果	があれば、切り捨てます。
	【項番50】	<u>通知書</u>) 	・「各技術者が取得した CPD 単位」 の上限は30です。
	技能レベル向上者	 ・審査基準日において稼働している全ての工事	の工限はもしてす。
	数、技能者数、控	に関する作業員名簿	〇技術者数とは…
	除対象者数		・「監理技術者になる資格を有する
		・『常勤確認書類』(14ページ参照)	者」、「主任技術者になる資格を
			有する者」、「1級技士補及び2
		・『6か月超前からの雇用の確認書類』	級技士補の数」の合計です。
		(26ページ技術職員名簿の確認書類参照)	なお、2級技士補は、技術職員名 簿(別紙二)には記載できません
		│ │・全ての職員の資格者証、合格証明書、実務経	が、項番49においてはカウント
		験証明書等(※技術職員名簿の確認書類とし	<u>されます。</u>
		て別途提示するものは省略可)	
		以下、提出書類です。	〇複数の団体から単位認定を受けて
		・CPD 単位を取得した技術職員名簿(様式第4 号)	いる場合··· ・複数の CPD 認定団体から単位の認
		<u>「</u> ラ)	- 1後数の ∪F∪ 応止凹冲かり甲凹の認

チェック	項番等	確認書類	備考
		→技術者数に技術職員名簿に記載のない者が	定を受けている場合、合算は認め
		含まれる場合に <u>提出</u> が必要です。	られません。どこか1団体の CPD
			のみを算入してください。
		〇記載する者	
		審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用を	(※2)技能レベル向上者数とは…
		していて、「技術職員名簿」に記載していな	・認定能力評価基準により受けた評
		い者のうち、次の要件のいずれかに該当する	価が審査基準日以前3年間に1以
		者を CPD 単位取得の有無に関わらず全て記	上向上した者(レベル 1 からレベ
		載してください。	ル2等)の数です。
		(ア) 営業所技術者等になりうる者	・認定能力基準による評価を受けて
		(イ) 1級または2級の第1次検定に合格し	いない場合は、レベル1とします。
		た者(1級技士補または2級技士補)	
			〇技能者数とは…
		・「技能者名簿」(様式第5号)	・審査基準日以前3年間に建設工事
		→「CPD 単位取得数」、「技能レベル向上者数」	の施工に従事した者であって、作
		のいずれかに1以上を記入する場合に <u>提出</u>	業員名簿を作成する場合に建設工
		してください。	事に従事するものとして氏名が記
		なお、どちらかが 0 であっても、一方に 1 以 上の数値を記入する場合は、評点の算出のた	│ 載される者の数です。 │ (ただし建設工事の施工の管理
		エの数値を記入する場合は、評点の算出のだ め、提出が必要です。	のみに従事する者(監理技術者や
		め、徒山が必安です。 	このかに従事する有(無理技術有や 主任技術者として管理に係る業
		│ │ ○記載する者	全位技術者として管理に係る業 務のみに従事する者)は除きま
		〇記戦する日 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用を	猪のがに促事する目)は除さよ す。)
		していて、次の要件の全てに該当する者を、	・ゥ。ク ・技術者と技能者両方に該当する者
		技術レベル向上の有無に関わらず全て記載	は、重複してカウントします。
		してください。	(例えば、ある現場には主任技術
		<u>○ こくだこと。</u> (ア)審査基準日以前3年間に施工体制台帳	者として施工管理の立場で従事
		及び再下請負通知書に係る「建設工事	しているが、別の現場では作業員
		従事者に関する事項」(いわゆる作業	として従事している場合)
		員名簿)の記載対象となっているこ	
		٤.	○控除対象者数とは…
		(イ)建設工事の施工の管理のみに従事した	・審査基準日の3年前の日以前にレ
		者でないこと。	ベル4の評価を受けていた者
		 都道府県労働局長から交付された認定通知書	
	「伍妥E1】	(「基準適合一般事業主認定通知書」・「基準	
	【項番51】	適合事業主認定通知書」など)	 - -
	女性の職業生活における活躍の推進		・認定通知書の通知日が審査基準日 以前であることが必要です。
	に関する法律に基	<加点対象となる認定>	グラリーのこの「ころ」をなり。
	づく認定の状況	【項番51】女性の職業生活における活躍の推	 ・認定通知書の提示があった場合、
		進に関する法律に基づく認定	審査時に最新の厚生労働省公表資
	【項番52】	・プラチナえるぼし	料等に事業者名の記載があるかを
_	次世代育成支援対	・えるぼし(第1段階~第3段階)	確認します。
	策推進法に基づく		- 原則として記載が無ければ加点対
	認定の状況	【項番52】次世代育成支援対策推進法に基づ	象としませんが、認定の取消また
	22.2.1	く認定	は辞退がなされたのが審査基準
	【項番53】	・プラチナくるみん	日以降であることを証する書類
	青少年の雇用の促	・くるみん	の提示があった場合は加点対象
	進等に関する法律	・トライくるみん	とします。
	に基づく認定の状	 【項番53】青少年の雇用の促進等に関する法	
	況	【頃番53】 青少年の雇用の促進等に関する法 律に基づく認定	
		作に基づく認定 ・ユースエール	
L	L	I	1

チェック	項番等	確認書類	備考
FIY	項番等	確認書類 ★建設現場におけるカードリーダー設置等の 整備状況を評価します。	備考 O加点要件(①・②のいずれか) ① (※1) のは要件(②・②のいずれか) ① (※1) の設立を含べる。 (※1) の設立を含べる。 (※1) のでは、 (※1) ののでは、 (※1
	【項番54】 建設工の記念を 著積する でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号) ※1または2を記入する場合に提出してください。 ※経営事項審査ホームページ「参考様式」に掲載しています。	

チェック	項番等	確認書類	備考
			場合は虚偽申請とない。(疑義がある場合、で、受疑義がある場合、で、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、
	【項番55】 営業年数	建設業許可(または登録)を受けたときから起 算し、審査基準日までの年数を記載してくださ い。	※年数に年未満の端数がある場合は、切り捨ててください。 ※営業休止の沿革を有する場合、当該期間は営業年数から控除してください。 ※初めて許可(登録)を受けた年月日も忘れず記入してください。
	【項番56】 民事再生法または 会社更生法の適用 の有無	裁判所から通知された手続開始若しくは終結 の決定日を証明する書面	・審査対象事業年度に受けた決定に ついて提出 ・平成23年4月1日以降に民事再 生法または会社更生法の適用を申 請した事件のみが対象となりま す。

チェック	項番等	確認書類	備考
	【項番 5 7 】 防統結の有無	①②のいずれかの書類 ①国、特殊法人等または地方公共団体と締結している防災協定書 ②所属している団体が、国、特殊法人等または地方公共団体と締結している場合は以下のア、イ "全ての"書類 ア 防災協定書 ※香川県と一般社団法人香川県建設業協会との間の防災協定は省略可 イ 当該加入団体の証明書(原本) (経営事項審査ホームページ「参考様式」に掲載あり)	・ ある で
	【項番58】 【項番59】 法令遵守の状況	営業停止命令書若しくは指示書	 審査基準日直前1年間に建設業法第28条に基づく処分があった場合に提示してください。 「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しません。

チェック	項番等	確認書類	備考
	【項番60】 監査の受審状況	1 ~ 3を選択する場合、以下のそれぞれの書類 1 会計監査人の設置 ・有価証券報告書または監査証明書 (いずれも写し) ・会計監査人の設置が確認できる法人登記簿 謄本(写し) ※審査基である「現立できる場合できる場合できる場合できる場合できる。 なのできる。 なの設置 ・会計参与の設置が確認できる法人登記簿 である「の設置。と会計参与の設置をできるはのできる。 なの設置・会計参与の設置が確認できる法人登記簿謄本(写し) ・審査「写し可) ・会計参与の設置が確認できる法人登記簿謄本(写し) ※審査「現在有効なできる法人登記簿謄本(写起)のおりません。 2 会計参与の設置が確認できる法人登記簿謄本(写起)の表計書できる。 なののできる。 はののできる。 はのできる。 はのできる。 はののできる。 はのできる。 はののできる。 はののできる。 はのできる。 はののできる。 はののできる。 はのできる。 はのできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はのできる。 はののできる。 はのできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はののできる。 はのできる。 はのできる。 はのできる。 はののできる。 はのできる。 はのできる。	・1については、会計監査人設置会 社において、会計監査人が当該査人が当該査して、無正意見を表に対してき適かがある場合にのみがあるとなります。 ・3については、常勤職員のうちは、常勤職員のうちは、常勤職員のうちは、記会計士、が署名を付したものが必要です。
	【項番61】 【項番62】 公認会計士等の数 2級登録経理試験 合格者の数	①②全ての"書類 ①公認会計士であって公認会計士法第28条 の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者、1・2級登録経理士試験合格者の証明書類 ※平成28年度以前に登録経理試験1級・2級に合格した者の場合、審査基準日以前の日付で発行された「建設業経理士 CPD 講習」受講修了証を併せてご提示ください。 ②『常勤確認書類』(14ページ参照)	・審査基準日6か月超前からの在籍期間は必要としません。 〇平成28年度以前の登録経理試験1級・2級合格者について・審査基準日までに(一財)建設業振興基金が実施する「建設業経理士 CPD 講習」を受講する必要があります。

チェック	項番等	確認書類	備考
	【項番63】 研究開発費	注記表(様式第17号の2)	・加点対象は、会計監査人設置会社 において、会計監査人が当該会社 の財務諸表に対して、無限定適正 意見または限定付き適正意見を表 明している場合に限ります。
	【項番64】 建設機械の所台数	★記載できる建設機械の台数は、15台までとします。16台以上記載された場合、16台目以降の審査は行いませんので、職権により修正します。(なお、15台が点数の上限ですので、16台以上所有している場合も点数は変わりません。) ①②③④全ての書類(ただし、申請する建設機械の種類によって異なる場合があります。) ①建設機械・質表 (経ダウンの書類・「参考様式」に記載あり。) ②売買契約書・「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○建るトーげ締プ【でで、では、大きなというでは、大きないのでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きなというでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

チェック	項番等	確認書類	備考
		<u>ージ(2枚目以降)も含みます。</u> 稼働状態	
		を確認するので、必ず準備しておいてくた	
		さい。	・審査基準日において各種検査の有
		【移動式クレーンの場合】	効期間が切れている場合
		移動式クレーン検査証	・売買契約書等と特定自主検査記録
		【ダンプ車の場合】 自動車検査証	表の型式及び機種番号が一致して
		日到平快宜祉	いない場合(明らかな誤記を除く) ・用いるべき特定自主検査記録表の
		│ │<新規に計上する建設機械の場合>	様式が誤っている場合
		ダンプ車以外で新車の場合	
		「特定自主検査実施時期証明書(販売店が第	〇電子車検証を提示する場合…
		1回の検査時期を示した書類)」または「特	電子車検証を確認書類として提示
		定自主検査用出荷標章(新車納入時に機体に	
		貼付される第1回の検査時期を示す標章)の	
		写真」	・「自動車検査証記録事項」とは、
			電子車検証のICタグに記録さ
		※特定自主検査実施時期証明書は、型式・機	
		体番号を記載している部分も必要です。	認できるものです。(電子車検証
		※出荷標章の写真を提示する場合、機械の全	
		体及び型式・製造番号が分かる部分も併せ	
		て撮影してください。	ータをダウンロードすることがで きます。)
		ダンプ車以外で中古の場合	26707
		審査基準日から遡って1年以内に特定自主	〇「④機械の規格が分かる書類」に
		検査を実施していることがわかる書類(前所	ついて
		有者による特定自主検査記録表の写し)	・古い建設機械でカタログ等がない
			場合や生産中止となっている機械
		④機械の規格が分かる書類(カタログ等の主要	
		諸元が掲載されているもの)	中古売買サイトの諸元情報や先行 機種・後継機種のカタログ等、参
		 ※ショベル系掘削機、移動式クレーン、ダンフ	
		ペンョベル系掘削機、移動式グレーン、ダンプ 車については不要です。 <mark>これ以外の建設機械</mark>	
		は、前回経審から継続して計上しているもの	<u>.</u>
		であっても、必要です。	-
		【特定自主検査等の有効期間について】	
			基準日が有効期間内に含まれること
		【加点対象となる建設機械について】	
		ショベル幺坤	グライン、クラムシェル、クレーンま
		(※上記以外のアタッチメン	トの場合は加点対象になりません。)
		ブルドーザー 自重が3トン以上のもの (※「自重」は、機械質量で	確認します。)
		トラクターシ ョベル バケット容量が O. 4立方メ	ートル以上のもの
		モーターグレ 自重が5トン以上のもの	
		ーダー (※「自重」は、機械質量で	確認します。)
		移動式クレー 吊り上げ荷重3トン以上のも	Ø

チェック	項番等		確認書類	備考
		締固め用機械	対象とします。コンパクタヤ 加点対象になりません。)	は自走能力のあるものに限り、加点やランマー等、自走能力のないものは
		解体用機械	(※解体用アタッチメントをへ 着することで解体用機械とし	フリート圧砕機、解体用つかみ機 ベースマシン(油圧ショベル等)に装 して使用している等により、複数の特 ベースマシンが記載されている場合 晒します。)
		高所作業車	作業床の高さが2メートル以」	上のもの
		ダンプ車	「ダンプセミトレーラ」と記載物自動車 (※自動車検査証の備考欄に、	こ「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」 載があり、土砂等の運搬に供される貨 「積載物は土砂等以外のものとする」 重搬が制限されている車両は、加点対
	【項番65】 エコアクション21 の認証の有無 【項番66】 【項番67】 ISO9001、 ISO14001 の登録の有無	※ISO140エコアクショ・ISO規格の	ン21認証・登録証 01の登録を受けている場合、 ン21では加点されません。 登録証(建設業法上の従たる営 合、附属書等の対象事業所が記 を含む)	審査基準日が有効期間に含まれていることが必要です。認証範囲に建設業が含まれていない場合、認証範囲が一部の支店等に限られている場合は加点対象となりません。
	【項番81】 【項番82】 技術職員名簿	学ル等間も 級択監効監資理 監理指年 査係学ル等間も 級択監効監資理 監理指年 査係業)録る 資場術の術証者 術者「起 日認業を報表した。 準確を はまる と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	格等の証明 、実務経験証明書、指定 は本業には、 は本業には、 は本土のでする は、 は本土のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	★確認・ (大きない。) 大きない。

チェック	項番等	確認書類	備考			
		②-2 6か月超前からの雇用の確認書類 ・雇用保険被保険者資格等確認通知書 ・雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書 (ただし、令和7年12月1日までに行われる申請においては、健康保険証も確認書類として認めます。)	O・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
以下、	以下、技術評価点数算定基礎申告書に関する書類です。					
て建イ 県け 予電子	出・提示してくださ 業許可・経営事項審 」欄にアップロード に主たる営業所を有 必要があります。(の上で対面審査を受 申請は以下URLか	を電子申請システム(JCIP)で経営事項審査を してください。 する国土交通大臣許可業者で、香川県への入札参加 必要書類は、香川県知事許可業者と同様です。) 審するか、電子申請で申請してください。	を申請する場合は、「その他添付ファ			
		【継続して受審している業者の場合】	- 健妹して巫霊している担合・前回			

前期の技術評価点数算定基礎申告書①・②

のことです)

(前回の申告書の控え(審査済印のあるもの)

・継続して受審している場合、<mark>前回</mark>

審査済みの内容を確認するために必

要です。

チェック	項番等	確認書類	備考
	技術評価点数算定 基礎申告書① 【雇用者数】	『常勤確認書類』 ①~⑤のいずれかの書類のことをいいます。原則として、①により確認します。 ①申請時点直前の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書 【社会保険適用除外の業者や、高齢等の理由のため①では氏名を確認できない場合】 ②住民税特別徴収額の通知書・変更通知書 ③厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届 ④厚生年金保険70歳以上算定基礎・月額変更・賞与支払届 ⑤所得税の確定申告書	・審査基準日において、 <u>県内営業所で建設業に携わる常勤の雇用者数</u> (役員も含む)を確認します。 ★6か月超前からの在籍は必要ありません。(審査基準日時点の在籍が必要です。) ★提示書類に計上できない者(県外営業所で勤務している者や建設業に携わっていない者)が含まれる場合は、計上した者に番号や印をつけておくようお願いします。
	技術評価点数算定 基礎申告書① 【機械·運搬具】	①②"全ての"書類 ①決算変更届(原本) ②審査基準日を含む事業年度の、法人税または 所得税に係る確定申告書類一式	・原則として、②中の書類「別表十六(二) 定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」で機械・運搬具の残存価格を確認します。これにより確認できない場合、追加で書類の提示を求めることがあります。
	技術評価点数算定 基礎申告書① 【「舗装工事業」 の申請】	【舗装施工管理技術者の人数について】 ① (一社) 日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証(審査基準日時点で有効なもの) ② 『常勤確認書類』(27ページ参照) 【舗装用機械の保有状況について】 ① ② ③ ④ "全ての"書類(ただし、申請する建設機械の種類によって異なる場合があります。) ①舗装用機械一覧表②売買契約書、リース契約書または販売証明書 ③特定自主検査記録表 ※「総合テスト」の項目が記載されているページ(2枚目以降)も含みます。 ※アスファルトフィニッシャについては不要です。 〈新規に計上する舗装用機械の場合〉 新車の場合 「特定自主検査時期を示した書類)」または特定自主検査用出荷標章(販売店が第1回の検査時期を示した書類)」または特に貼付される第1回の検査時期を示す標章)の写真」	O・ ・

チェック	項番等	確認書類	備考
		※特定自主検査実施時期証明書は、機体番号を記載している場合、全体及び型式・製造番号がの写真を提示する場合、全体及び撮影してください。 中古の場合 審査を実施してものもののでは、またのは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	要で 年7か月未満の契約期間で自動延長文言が記載されているものを表準日からリース契約の 寄査基準日からリース契約の 寄査基準日からリース契約の 写明をでが1年7か月未満の関係を記載し、リースを誓約欄を記載し、取るとしますのでは 報告を表していなる場合に加点対象としたにも関係を記載したによりによりを解析を記載したによりによりによりによりによりには、これには、では、これには、では、これには、では、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
		【加点対象となる舗装用機械について】	
		アスファルトフィニッシャ	舗装幅(伸縮式最大) 2. 4 m 以上
		マカダムローラ	質量 1 0 t 以上 (※「質量」は、機械質量+タンク容量(10 =1kg)+55kg とします。)
		タイヤローラ	質量 8 t 以上 (※「質量」は、機械質量+タンク容量(10 =1kg)+55kg とします。)
		モーターグレーダー	ブレード幅3. 1m以上

チェック	項番等	確認書類	備考
		【雇用状況の報告義務がある場合】 障害者雇用状況報告書 (写しを <u>提出</u> してください) ※雇用義務がO人の場合も提出してください。 【雇用状況の報告義務がない場合】 ①②"全ての"書類	 ○障害者雇用報告義務について ・役員を除き、従業員40.0人以上の場合に公共職業安定所(ハローワーク)へ報告義務があります。(令和7年3月現在) ・建設業に携わっているかどうかではなく、会社として障害者を雇用しているかで判断します。
		①障害者雇用の対象者であることの確認書類 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保 健福祉手帳) ②『常勤確認書類』(27ページ参照)	○障害者雇用義務がある場合… ・障害者雇用状況報告書については 審査基準日直前の6月1日現在に 係る報告で、公共職業安定出の正 近の受付印があるものを提出して ください。 ※オンラインによる提出(電子申請) の場合、申請届出書を提出した後 に表示される到達番号や問い合わ せ番号等の画面コピーを障害者雇 用状況報告書と併せて提出してく ださい。
	技術評価点数算定 基礎申告書① 【障害者雇用の状 況】		・加点対象は、審査基準日時点の障害者雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合です。(令和7年3月現在の法定雇用率は、2.5%です。)
			報告義務と法定雇用率について 障害者雇用促進法により、従業員 が一定数以上の規模の事業主は、 従業員に占める障害者の割合を 法定雇用率以上にする義務があ ります。 この制度における法定雇用率等 は法改正により変更される場合 がありますので、ご留意ください。(詳細は、厚生労働省ホーム ページをご確認ください。)
			○障害者雇用義務がない場合… ・加点対象は、雇用保険の対象者に成り得る方または個人事業主の同居親族のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有している方です。(個人事業主や法人役員は含みません。)
			★6か月超前からの在籍は必要ありません。(審査基準日時点の在籍が必要です。)

チェック	項番等	確認書類	備考
	技術評価点数算定 基礎申告書② 【若年技術職員名 簿】 【若年技術職員数 集計表】	①② "全ての"書類 ①合格証明書等の免状(審査基準日時点で有効なもの) ②審査基準日の6か月超前からの恒常的雇用関係を確認する書類 ②一1『常勤確認書類』(27ページ参照)②一26か月超前からの雇用の確認書類 ・雇用保険被保険者証資格等確認通知書・雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書 (ただし、令和7年12月1日までに行われる申請においては、健康保険証も確認書類として認めます。)	・経営事項審査における技術職員名簿と異なる技術職員コードを記載する場合に、提示が必要です。 ※加点対象は、各業種4人までです。 各業種の技術職員が5人以上いる場合、経営事項審査【項番81】 【項番82】の「技術職員名簿」とは異なり、5人以上の技術者については記載しなくても構いません。 ※対象となる技術職員は、技術職員コードが005、040、060、064、111~239、703、704の方です。 (経営事項審査と異なります。)

関係コード表

1 市町村コード表

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
37201	高松市	37206	さぬき市	37341	三木町	37404	多度津町
37202	丸亀市	37207	東かがわ市	37364	直島町	37406	まんのう町
37203	坂出市	37208	三豊市	37386	宇多津町		_
37204	善通寺市	37322	土庄町	37387	綾川町		
37205	観音寺市	37324	小豆島町	37403	琴平町		

2 技術職員資格区分コード表 (経営事項審査ホームページに掲載しています。)

香川県>組織から探す>土木監理課>建設業>経営事項審査申請についてはこちら

>参考資料 技術職員資格区分コード表

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn02.html

3 【項番32】完成工事高の業種コード表

コート゛	工事の種類	コート゛	工事の種類	コート゛	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土エ・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

※業種コードのうち、「010」「050」「110」のコードを記入した場合には、関連するコードも併せて記してください。(業績がない場合でも記入してください。)

- (例) →「010 (土木一式工事)」の場合は、「011 (プレストレストコンクリート工事)」も記入。
 - →「050(とび・土エ・コンクリート工事)」の場合は、「051(法面処理工事)」も記入。
 - →「110(鋼構造物工事)」の場合は、「111(鋼橋上部工事)」も記入。

4 【項番82】技術職員名簿の業種コード表

- '		-	. —		
コート゛	工事の種類	コート゛	工事の種類	コート゛	工事の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土エ・コンクリート工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

経営事項審査申請書類 記入チェックリスト

経営事項審査を受審する前のチェックにご利用ください(提出不要です。)。

様式	項番		確認事項・備考	チェック
全体			前回の申請書(控え)を確認し、前回の審査時に修正された 箇所は正しく記載している	
	02	申請時の許可番号	請時の許可番号 更新・業種追加(期間の調整をした場合) したときは、 可番号・許可年月日を修正している	
様式二十五の	10, 11	代表者名または個 人の氏名	代表者等を変更したときは、最新の内容にしている	
十四 (1 枚目)	15	許可を受けている 建設業	業種追加や一部廃業をしたときは、最新の内容にしている	
	16	経営規模等評価等 対象建設業	申請業種に漏れはないか、申請業種欄には「9」を記入	
同上	17	自己資本額	基準決算か2期平均かの選択と、記載した数値は一致して いる	
(2 枚目)	17 18	自己資本額利益額(2期平均)	小数点以下は切捨てている また、マイナスとなった場合の切捨ても正しく行っている (例:「-100.5」は「-101」になる)	
	31	審査対象事業年度 等	対象となる期間(ロロ年ロロ月等)は、別紙一の最初の1枚 だけに書いている	
別紙一	31	計算基準の区分	2年平均・3年平均の記載と、実際に選択している内容は 合致している	
類 別 完 成 工 事			申請業種は全て記載している(前回は申請していたが、今回は申請しない業種は削除している)	
高	32	業種コード	業種名・業種コードは全て記載している	
			土木一式、とび・土工、鋼構造物を申請する場合、それぞ れの内訳項目(コード:011、051、111)も記載している	
			審査基準日時点の技術職員を全て記載している (現在退職していても、審査基準日時点に在籍し、所要の要件を満たしていれば記載可能)	
別紙二		業種コード	申請している業種のみ記載している (申請業種を増減した場合は必ず確認すること)	
技 術 職員名簿	全て	審査基準日現在の 満年齢	年齢は正しく加算している(審査基準日時点の満年齢)	
		講習受講	講習受講の有無は監理者証、講習記録を確認したうえ記載 している	
		監理技術者資格証 交付番号	監理者証を更新したときは、交付番号も修正している	
別紙三	全て		加入・該当がある項目は全て「1」としている	
その他の審査	55	営業年数	初めて許可を取得した年月日等も全て記載している	
可目(社 会性等)	47 48	若年技術者等	若年技術者の増減を反映している	
その他		損益計算書(完工 高)	消費税の確定申告書の課税標準額と比較している	

防災協定締結証明書の参考様式

(※申請者が加入している団体が防災協定を締結している場合)

項番 5 7 「防災活動」関係

証 明 書

所在地 商号または名称 代表者名

上記の者は、審査基準日(令和 年 月 日)において、当団体が令和 年 月 日付けで との間で締結した(防災協定の名称)に基づ 当該協定に定める防災活動に従事する者であることを 証明する。

令和 年 月 日

これ以外の様式でも構いませんが、審査 基準日時点の状況を証明するため、**必ず** 「審査基準日」を記載してください。

証明団体 所在地

団体名 代表者名

様式第2号(用紙A4)

項番60 「監査の受審状況」関係 監査の受審状況における経理処理の適正を確認 した書類として使用します。

(項番60について「3」と記載する場合)

経理処理の適正を確認した旨の書類

商号または名称、対象決算期を記入

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、 の令和 年 月 日から令和 年 月 日まで の第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計 処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しま した。

「別添の会計処理に関する確認項目」について

「その他経営事項審査様式」に掲載している「経理処理の適正を確認した旨の 書類(様式第2号)」の2ページ目以降も添付してください(両面印刷可)。

審査基準日時点で常勤雇用されている職員で、「公認会計士及び税理士」、「1級登録経理試験に合格した者」のみが作成することができます。

商号または名称 所属・役職 氏 名 株式会社鈴木組 総務部 経理担当 鈴木 太郎

以上

項番49 「CPD 単位取得数」関係 (用紙 A 4)

年 月 日

CPD 単位を取得した技術者名簿 (技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD 単位				
から	事項審査ホームページ「参考様式」 Excel 形式のファイルをダウンロ してご使用ください。						
上記技術	者が取得した CPD 単位の合計(①)						
技術職員	名簿に記載のある技術職員が取得し	た CPD 単位合計(②)					
CPD 単位	PD 単位総計(①+②)						

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号 イ、口若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、口若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の 第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成 すること。
- 2 「CPD 単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げる CPD 認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数値を記載すること。なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

項番50 「技能レベル向上者数」関係

技能者名簿

年 月 日

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
	経営事項審査ホー <i>』</i>	ムページ「参考様式」			
	から Excel 形式の	ファイルをダウンロ			
	ードしてご使用くだ	ださい。			
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設 工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設 工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成す ること。
- 2 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その 最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、〇印を記載すること。
- 4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当すると された者の場合に、〇印を記載すること。
- 5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に〇印が記載された者、「控除対象」 の欄に〇印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

様式第6号

項番54

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

A4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び

情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設 業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

> 経営事項審査ホームページ「参考様式」 から Excel 形式のファイルをダウンロ ードしてご使用ください。

知事 殿

年 月 日

建設キ	ヤリ	リアア	゚ヅ゙	フシ	ステ	ム事	₹	者	ID	

住所 商号又は名称 代表者氏名

申請区分

(1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

	科	目	件	数	
措置実施工事					件
# 罢+ 字 按		軽微な工事			件
措置未実施工事		災害応急対策			件
	合	計			件

建設機械の販売証明書の参考様式

項番64 「建設機械」関係

販 売 証 明 書

〈買主〉

所在地 **香川県高松市番町四丁目 1**

商号または名称 株式会社鈴木組

代表者名 鈴木 太郎

○既に契約書や販売証明書がある場合、 新しく作成する必要はありません。

〇これ以外の様式でも構いませんが、追 加資料を求める場合があります。

上記の者に、下記の建設機械を販売したことを証明します。

令和 年 月 日

〈販売会社〉

所在地 香川県高松市〇〇町〇〇一〇

商号または名称 〇〇建設機械販売会社

代表者名 OO OO

記

枝番等も省略せず記載してください。

建設機械の種類	メーカー名	型式	機番・製造番号	販売年月日	販売時 の状態
油圧ショベル	クボタ	U-17	99999	H29.5.1	新車
油圧ショベル	コベルコ	SK30SR-3	AA99-9999	H30.10.1	中古

「状態」欄は、販売時に中古販売か新車販売かを記載してくだ

自主検査記録表の「製造番号」欄に記載されるべき番号を記載してください。

項番64 「建設機械」関係 技術評価点数算定基礎申告書「舗装用機械」関係

いずれの様式も、経営事項審査ホームペ ージ「参考様式」から Excel 形式のファ イルをダウンロードしてご使用くださ い。(記載要領・記載例も同じページに 掲載しています。)

建設機械一覧表

建設機械一覧表(項番64関係)

	ense						We sta	年月日
No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造·車体番号	種別又は規格	所有・リースの別	リース開始日	リース期間満了日
1								1
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

建設機械の種類	加点に必要な規格等				
ショベル系掘削機	-				
ブルドーザー	自重3t以上				
トラクターショベル	バケット容量0.4㎡以上				
モーターグレーダー	自重5t以上				
移動式クレーン	吊り上げ荷重3t以上				
締固め用機械	-				
解体用機械	-				
高所作業車	作業床高さ2m以上				
ダンブ車	-				

香」	1	県	知	事	殿

上表に記載した建設機械のうち、No.(

)については、リース期間が満了したのち、(リース契約を延長 ・ 買取)することを誓約いたします。 所在地

商号又は名称 代表者名

行政庁押印欄

舗装用機械一覧表

令和 年 月 日

舗装用機械一覧表(技術評価点数算定基礎申告書用)

申請者名:			審査基準日:令和 年 月 日					
No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造·車体番号	種別又は規格	所有・リースの別 —	取得年月日	
NO.	建設機械の推奨	メールー4	五至	表起"半冷街方	住別人は祝竹		リース開始日	リース期間満了日
1								
2								
3								
4								

舗装用機械の種類	必要な規格等
アスファルトフィニッシャ	舗装幅(伸縮幅最大)2.4m以上
マカダムローラ	質量10t以上
タイヤローラ	質量8t以上
モーターグレーダー	ブレード幅3.1m以上

※質量=機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg

行政庁押印欄

悉川 偃	1411東	鼠

上表に記載した建設機械のうち、No.(とを誓約いたします。

)については、リース期間が満了したのち、(リース契約を延長 ・ 買取)するこ

所在地

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者名

項番 81・82 「技術職員名簿」関係

(例) 指定学科卒業+3年の実務経験を証明する場合

実務経験証明書(経審用香川県指定様式)

下記の者は、<u>土木</u>工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明 します。

令和 4年 4月 11日

平成 28 年 6 月以前のとび・土工工事の実務経験を新たに証明する場合、次のように記載してください。

- 解体工事ととび・土工が混在 →「とび・土工コンクリート」
- ・解体工事のみ →「とび・土(解体)」
- ・とび・ \pm 工のみ \rightarrow 「とび・ \pm (とび)」

証明者 香川県高松市番町4-1-10 株式会社鈴木組 代表取締役 〇〇 〇〇

<u>技術者の氏名 佐々木小次郎 生年月日 S40.6.21</u>

※最終学歴(校名) **〇×大学** (学科) **土木工学科**

※実務経験を必要とする資格の名称

雇用期間	商号・名称(所在地)	実務経験年数
年·月~ 年·月 H26.4~H29.4	㈱鈴木組(高松市番町 4-1-10)	年·月~ 年·月 H26.8 ~ H29.3
H20.4~H26.3	㈱〇×建設(大阪府〇〇〇3-2)	H21.2~H26.2
	経営事項審査を受審する業者の の実務経験期間について証明しまた、雇用期間が確認できる	してください。
	ださい(現在所属している会社	
		合計 満 7年 7月

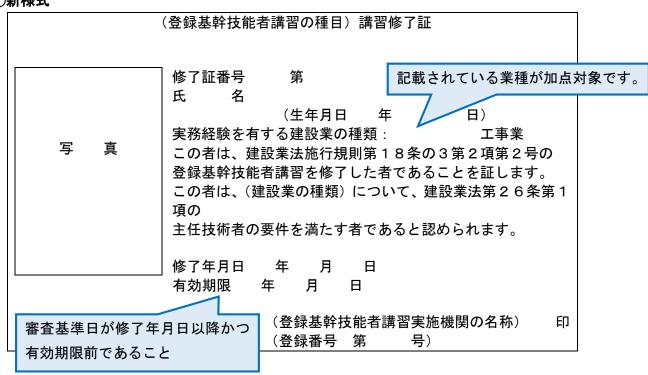
注) ※印欄は、必要となる場合にのみ記入。その場合、卒業証明書(写)、資格者証(写)は必ず添付。

項番 81・82 「技術職員名簿」関係

登録基幹技能者講習の講習修了証の様式

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、 「土木工事業」が実務経験を有する建設業の種類として定められていますが、個別の建設現場におけ る土木工事業の主任技術者要件として認められないことに留意してください。(なお、経営事項審査に おいては、土木工事業の技術職員として評価されます。)

①新様式



②旧様式

